

議案第 17 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 21 号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科・頭頸部^{けい}外科

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市立病院の耳鼻咽喉科において頭頸部^{けい}外科の診療を行うことを診療科目として明示するため提案するものであります。